

市第74号議案

横浜市道路標識の寸法に関する条例の一部改正

横浜市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

横浜市道路標識の寸法に関する条例（平成24年12月横浜市条例第85号）の一部を次のように改正する。

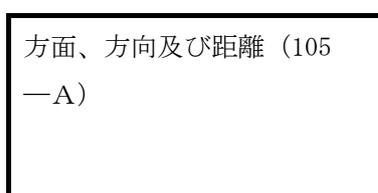
別表の1の表中

「



を

「





に、

「



を

「

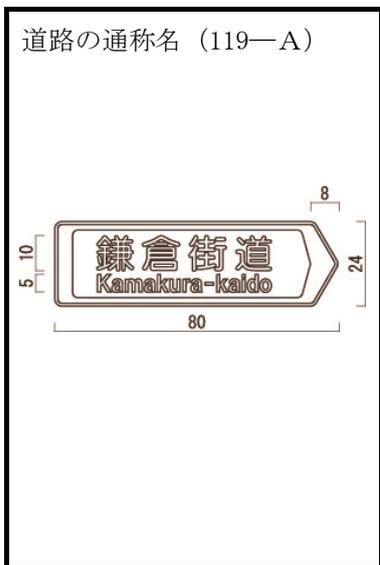


」

に、「(116—B)」を「(116の2—B)」に、「(116の2—

B) 」を「(116の3-B)」に、「(116の2)」を「(116の4)」に、「(116の3)」を「(116の5)」に、「(116の4)」を「(116の6)」に、「(117の2-A)」を「(117の3-A)」に、「(118の3-A)」を「(118の4-A)」に、「(118の3-B)」を「(118の4-B)」に、「(118の4-A)」を「(118の5-A)」に、「(118の4-B)」を「(118の5-B)」に、「(118の4-C)」を「(118の5-C)」に、「(118の4-D)」を「(118の5-D)」に、

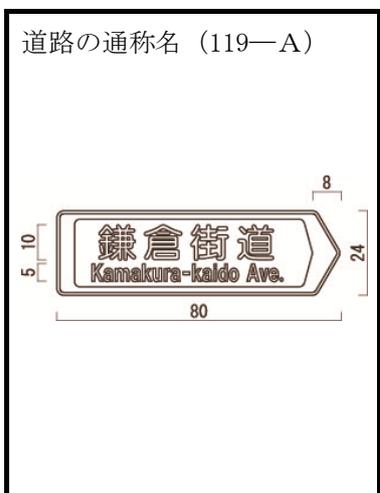
「



を

」

「

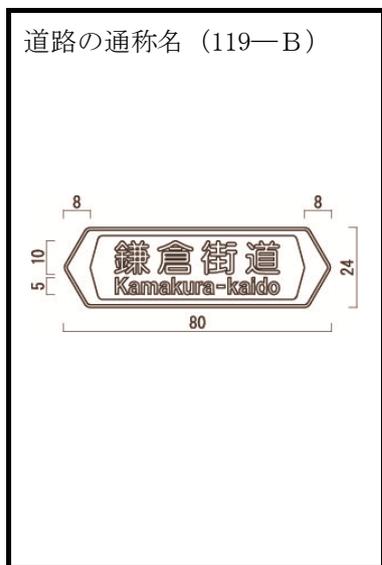


に、



」

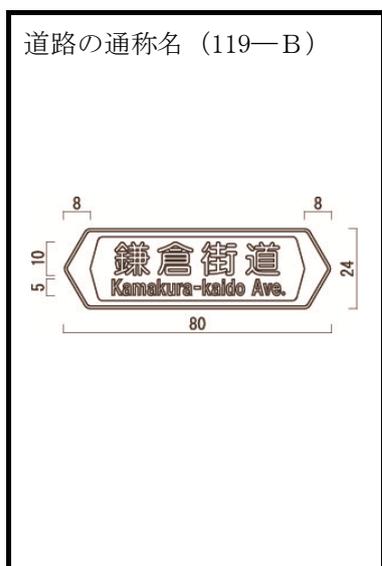
「



を

」

「



に改める。

」

別表備考1(1)カ中「(118の3—A)」を「(118の4—A)」に、「(118の3—B)」を「(118の4—B)」に、「(118の4—A)」を「(118の5—A)」に、「(118の4—B)」を「(118の5—B)」に改め、同表備考1(1)キ中「(117の2—A)」を「(117の3—A)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市道路標識の寸法に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表（第2条）

1 案内標識の寸法

（省 略）	
<p>方面、方向及び距離（105—A）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">↑ 勝田橋 3km Kachida Bridge</p> <p style="text-align: center;">24km 厚 木 → Atsugi</p> <p style="text-align: center;">← 茨 谷 18km Shibuya</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">↑ 勝田橋 3km Kachidabashi</p> <p style="text-align: center;">24km 厚 木 → Atsugi</p> <p style="text-align: center;">← 茨 谷 18km Shibuya</p> </div>	<p>（省 略）</p>

(省 略)	方面及び距離 (106—C) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 第三京浜 4km Daisan-Keihin 羽田 17km Haneda 銀座 31km Ginza </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第三京浜 4km Daisan Keihin 羽田 17km Haneda 銀座 31km Ginza </div>	(省 略)
(省 略)		
(省 略)	サービス・エリアの予告 $\frac{(\quad)}{(\quad)}$ $\frac{116の2-B)}{116-B)}$ (標識省略)	サービス・エリア $\frac{(116の)}{(116の)}$ $\frac{3-B)}{2-B)}$ (標識省略)
非常電話 $\frac{(116の4)}{(116の2)}$ (標識省略)	待避所 $\frac{(116の5)}{(116の3)}$ (標識省略)	非常駐車帯 $\frac{(116の6)}{(116の4)}$ (標識省略)
(省 略)	登坂車線 $\frac{(117の3-A)}{(117の2-A)}$ (標識省略)	(省 略)
(省 略)		総重量限度緩和指定道路 $\frac{(\quad)}{(\quad)}$ $\frac{118の4-A)}{118の3-A)}$ (標識省略)
総重量限度緩和指定道路 $\frac{(\quad)}{(\quad)}$ $\frac{118の4-B)}{118の3-B)}$ (標識省略)	高さ限度緩和指定道路 $\frac{(11)}{(11)}$ $\frac{8の5-A)}{8の4-A)}$ (標識省略)	高さ限度緩和指定道路 $\frac{(11)}{(11)}$ $\frac{8の5-B)}{8の4-B)}$ (標識省略)

<p>高さ限度緩和指定道路 $\frac{(11)}{(11)}$ <u>8の5-C)</u> <u>8の4-C)</u> (標識省略)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 $\frac{(11)}{(11)}$ <u>8の5-D)</u> <u>8の4-D)</u> (標識省略)</p>	<p>道路の通称名 (119-A)</p> 
<p>道路の通称名 (119-B)</p> 	<p>(省 略)</p>	
<p>(省 略)</p>		

(備考)

1 案内標識及び警戒標識

(1) 寸法

(アからオまで省略)

カ 「駐車場 (117-A)」、 「総重量限度緩和指定道

路 $\frac{(118 \text{ の } 4 - A)}{(118 \text{ の } 3 - A)} \cdot \frac{(118 \text{ の } 4 - B)}{(118 \text{ の } 3 - B)}$ 」、 「高さ限度緩和指定道路 $\frac{(118 \text{ の } 5 - A)}{(118 \text{ の } 4 - A)} \cdot \frac{(118 \text{ の } 5 - B)}{(118 \text{ の } 4 - B)}$ 」及び「まわり道 (120 - A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の 1.3 倍、 1.6 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。

キ 「登坂車線 $\frac{(117 \text{ の } 3 - A)}{(117 \text{ の } 2 - A)}$ 」、 「県道番号 (118 の 2 - B) ・ (118 の 2 - C)」及び「道路の通称名 (119 - A) ・ (119 - B) ・ (119 - C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 1.5 倍又は 2 倍に、それぞれ拡大することができる。

(ク、(2)及び2省略)